

議案第81号

静岡市霊柩自動車利用条例の一部改正について

静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例

静岡市霊柩自動車利用条例（平成15年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表に定める使用料」を「使用料として7,210円」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市霊柩自動車利用条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。